

# 子どもの貧困対策法要綱案

## 一 目的

この法律は、現在、我が国においては子どもの貧困率が高いこと、世帯の所得によって義務教育終了後の子ども等の修学の状況に差異があること等に鑑み、貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図るため、子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに子どもの貧困率、進学率等の調査等、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の作成について定めるとともに、子ども等の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子ども等の貧困対策を総合的かつ計画的に推進し、もって子ども等の貧困を解消し、子ども等が夢と希望を持って生活することができる社会を実現することを目的とすること。

## 二 定義

- 1 この法律において「子ども」とは、20歳未満の者をいうこと。
- 2 この法律において「子どもの貧困率」とは、世帯員の等価可処分所得額（当該世帯員の属する世帯の各世帯員の可処分所得額（所得金額から所得税額、地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）の額、社会保険料（所得税法第74条第2項に規定する社会保険料をいう。）の額並びに固定資産税額を差し引いた額をいう。）の合計額を世帯員の人数の平方根で除した額をいう。以下同じ。）が全世帯の世帯員の等価可処分所得額の中央値の2分の1（3において「貧困基準額」という。）に満たない世帯に属する18歳未満の者の総数の18歳未満の全人口に対する割合をいうこと。
- 3 この法律において「ひとり親世帯等の貧困率」とは、18歳以上65歳未満の者が世帯主であり、世帯主以外の全員が18歳未満の者である世帯（以下3において「ひとり親世帯等」という。）であって、世帯員の等価可処分所得額が貧困基準額に満たないものに属する者の総数の全てのひとり親世帯等に属する者の総数に対する割合をいうこと。
- 4 この法律において「高等学校等進学率」とは、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）及び高

等専門学校をいう。以下同じ。)へ進学した者の総数の中学校等(中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。以下同じ。)を卒業した者の総数に対する割合をいうこと。

- 5 この法律において「生活保護世帯に属する子ども等の高等学校等進学率」とは、高等学校等へ進学した者のうち生活保護法による保護を受けている世帯(以下「生活保護世帯」という。)に属するものの総数の中学校等を卒業した者のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 6 この法律において「大学進学率」とは、大学(学校教育法第1条の大学をいい、同法第97条の大学院を除く。以下同じ。)へ進学した者の総数の18歳の全人口に対する割合をいうこと。
- 7 この法律において「生活保護世帯に属する子ども等の大学進学率」とは、大学へ進学した者のうち生活保護世帯に属するものの総数の18歳の者のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 8 この法律において「高等学校中途退学率」とは、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)における退学者(校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいう。9において同じ。)の総数の高等学校に在学する生徒の総数に対する割合をいうこと。
- 9 この法律において「生活保護世帯に属する子ども等の高等学校中途退学率」とは、高等学校における退学者のうち生活保護世帯に属するものの総数の高等学校に在学する生徒のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 10 この法律において「大学中途退学率」とは、大学における退学者(学長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいう。11において同じ。)の総数の大学に在学する学生の総数に対する割合をいうこと。
- 11 この法律において「生活保護世帯に属する子ども等の大学中途退学率」とは、大学における退学者のうち生活保護世帯に属するものの総数の大学に在学する学生のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 12 この法律において「高校生の修学旅行参加率」とは、高等学校に在学する生徒であって修学旅行に参加したものの総数の各高等学校における修学旅行が実施された学年に在学する生徒の数を合計した数に対する割合をいうこと。

- 13 この法律において「生活保護世帯に属する高校生の修学旅行参加率」とは、高等学校に在学する生徒であって修学旅行に参加したもののうち生活保護世帯に属するものの総数の各高等学校における修学旅行が実施された学年に在学する生徒のうち生活保護世帯に属するものの数を合計した数に対する割合をいうこと。
- 14 この法律において「小学生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した小学校の児童であって政令で定める理由によるものの総数の小学校に在学する児童の総数に対する割合をいうこと。
- 15 この法律において「生活保護世帯に属する小学生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した小学校の児童であって政令で定める理由によるもののうち生活保護世帯に属するものの総数の小学校に在学する児童のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 16 この法律において「中学生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の生徒であって政令で定める理由によるものの総数の中学校に在学する生徒の総数に対する割合をいうこと。
- 17 この法律において「生活保護世帯に属する中学生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した中学校の生徒であって政令で定める理由によるもののうち生活保護世帯に属するものの総数の中学校に在学する生徒のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 18 この法律において「高校生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した高等学校の生徒のうち政令で定める理由によるものの総数の高等学校に在学する生徒の総数に対する割合をいうこと。
- 19 この法律において「生活保護世帯に属する高校生の不登校率」とは、1の年度において連続又は断続して30日以上欠席した高等学校の生徒のうち政令で定める理由によるもののうち生活保護世帯に属するものの総数の高等学校に在学する生徒のうち生活保護世帯に属するものの総数に対する割合をいうこと。
- 20 この法律において「就学援助率」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である小学校の児童及び中学校の生徒の総数の小学校の児童

及び中学校の生徒の総数に対する割合並びに同項に規定する要保護者に準ずる状況にある小学校の児童又は中学校の生徒として政令で定める者の総数の小学校の児童及び中学校の生徒の総数に対する割合をいうこと。

### 三 基本理念

- 1 子ども等の貧困対策は、全ての子ども等に、その置かれている環境にかかわらず、健康で文化的な生活及び教育を受ける機会を保障することを旨として行われなければならないこと。
- 2 子ども等の貧困対策は、貧困の状況にある子どもが成人になった後に再び貧困に陥ることを防止することを旨として行われなければならないこと。
- 3 子ども等の貧困対策は、子ども等の置かれた経済状況に関する問題にとどまらず、貧困が子ども等に与える精神的影響に関する問題についても行われるものとする。
- 4 子ども等の貧困対策を行うに当たっては、子ども等の貧困に関する専門的、学際的又は総合的な調査及び研究の成果が活用されるべきこと。

### 四 国等の責務

#### 1 国の責務

国は、基本理念にのっとり、子ども等の貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

#### 2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども等の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

#### 3 社会福祉関係者等の責務

社会福祉、医療及び保健並びに教育に関する職務に従事する者は、子ども等の貧困対策に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、貧困の状況にある子ども等の状態を把握するよう努めるとともに、子ども等の貧困対策に協力するよう努めるものとする。

#### 4 国民の責務

国民は、国又は地方公共団体が実施する子ども等の貧困対策に協力するよう努めなければならないこと。

## 五 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

## 六 年次報告

政府は、毎年、国会に、政府が講じた子ども等の貧困対策に係る施策についての報告を提出しなければならないこと。

## 七 子どもの貧困率、進学率等の調査等

- 1 政府は、子どもの貧困の実態を把握するため、子どもの貧困率及びひとり親世帯等の貧困率を3年ごとに調査し、その結果を公表しなければならないこと。
- 2 政府は、毎年、子ども等の貧困の実態を把握するため、次に掲げる事項を調査し、その結果を都道府県ごとに公表しなければならないこと。
  - ① 高等学校等進学率及び生活保護世帯に属する子ども等の高等学校等進学率
  - ② 大学進学率及び生活保護世帯に属する子ども等の大学進学率
  - ③ 高等学校中途退学率及び生活保護世帯に属する子ども等の高等学校中途退学率
  - ④ 大学中途退学率及び生活保護世帯に属する子ども等の大学中途退学率
  - ⑤ 高校生の修学旅行参加率及び生活保護世帯に属する高校生の修学旅行参加率
  - ⑥ 小学生の不登校率、中学生の不登校率及び高校生の不登校率並びに生活保護世帯に属する小学生の不登校率、生活保護世帯に属する中学生の不登校率及び生活保護世帯に属する高校生の不登校率
  - ⑦ 就学援助率

## 八 子どもの貧困対策の当面の目標

子どもの貧困対策の当面の目標は、次に掲げるとおりとすること。

- ① 平成27年における子どもの貧困率は、平成24年における子どもの貧困率の数値の10分の9未満とすること。

- ② 平成 27 年におけるひとり親世帯等の貧困率は、平成 24 年におけるひとり親世帯等の貧困率の数値の 10 分の 9 未満とすること。
- ③ 平成 30 年における子どもの貧困率は、平成 27 年における子どもの貧困率の数値の 10 分の 9 未満とすること。
- ④ 平成 30 年におけるひとり親世帯等の貧困率は、平成 27 年におけるひとり親世帯等の貧困率の数値の 10 分の 9 未満とすること。
- ⑤ 平成 33 年における子どもの貧困率は、10 パーセント未満とすること。
- ⑥ 平成 33 年におけるひとり親世帯等の貧困率は、35 パーセント未満とすること。

## 九 子どもの貧困対策計画

### 1 子どもの貧困対策計画の策定等

- (1) 政府は、子ども等の貧困対策を総合的かつ計画的に推進し、もって八の目標を達成するとともに、高等学校等進学率、大学進学率及び高校生の修学旅行参加率の向上、高等学校中途退学率、大学中途退学率、小学生の不登校率、中学生の不登校率及び高校生の不登校率の低下等を図るため、子ども等の貧困対策に関する計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）を定めなければならないこと。
- (2) 子どもの貧困対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
  - ① 子ども等の貧困対策についての基本的な方針
  - ② 子ども等の貧困対策に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか、子ども等の貧困対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 内閣総理大臣は、子どもの貧困対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。
- (4) 内閣総理大臣は、(3)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、子どもの貧困対策計画を公表しなければならないこと。
- (5) (3)及び(4)は、子どもの貧困対策計画の変更について準用すること。

### 2 都道府県子どもの貧困対策計画の策定等

- (1) 都道府県は、子どもの貧困対策計画を勘案して、当該都道府県におけ

る子ども等の貧困対策に関する計画（(2)において「都道府県子どもの貧困対策計画」という。）を定めなければならないこと。

(2) 都道府県は、都道府県子どもの貧困対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

## 十 基本的施策

### 1 教育及び教育費に関する支援

国及び地方公共団体は、無料の学習支援、奨学金の充実その他の貧困の状況にある子ども等の教育の機会均等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### 2 社会保障の拡充

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども等に対し、健康で文化的な生活を保障するため、遺族基礎年金の拡充その他の貧困の状況にある子ども等に係る社会保障の拡充に必要な施策を講ずるものとする。

### 3 乳幼児期からの早期対応の充実

国及び地方公共団体は、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを支援するため、保健指導等に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 4 貧困の状況にある子ども等及びその保護者に対する支援体制の整備

国及び地方公共団体は、子ども等の貧困に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う体制の整備その他貧困の状況にある子ども等及びその保護者を支援する体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

### 5 貧困の状況にある子どもの保護者の就労等に関する支援

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者であつて職業能力が十分でないものに対する職業訓練の実施、保育所の整備その他貧困の状況にある子どもの保護者の就労等を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 6 子どもの貧困に係る実態調査等

国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、貧困の状況にある子ども及びその保護者の実態に関する調査研究並びに貧困の状況にある子ども及びその保護者の要望に関する調査の推進

その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十一 子どもの貧困対策会議及び子どもの貧困対策審議会

### 1 子どもの貧困対策会議の設置及び所掌事務

- (1) 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置くこと。
- (2) 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
  - ① 九の子どもの貧困対策計画の案を作成すること。
  - ② 子ども等の貧困対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか、子ども等の貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子ども等の貧困対策の実施を推進すること。
- (3) 会議は、子どもの貧困対策計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、子どもの貧困対策審議会の意見を聴かなければならないこと。

### 2 子どもの貧困対策会議の組織等

- (1) 会議は、議長及び委員をもって組織すること。
- (2) 議長は、内閣総理大臣をもって充てること。
- (3) 委員は、議長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

### 3 子どもの貧困対策審議会の設置及び所掌事務

- (1) 内閣府に、子どもの貧困対策審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。
- (2) 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、貧困の状況にある子ども等の現状、八の目標の達成状況及び子ども等の貧困対策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 審議会は、(2)の場合において必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べるができること。
- (4) 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、(3)の意見を受けてとった措置について、審議会に報告しなければならないこと。
- (5) 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、



関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

#### **4 子どもの貧困対策審議会の組織等**

- (1) 審議会は、子ども等の貧困対策に関し優れた識見を有する者、子どものいる世帯であって貧困の状況にあるものに属する者及び当該世帯を支援する民間の団体に属する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員 20 人以内で組織すること。
- (2) 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができること。
- (3) 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

## **十二 その他**

### **1 施行期日**

この法律は、平成 25 年 8 月 1 日から施行すること。

### **2 検討**

政府は、七の 1 の調査の結果（平成 24 年以前の年に係るものを除く。）が判明するごとに、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### **3 所要の規定の整備**

その他所要の規定の整備を行うこと（内閣府設置法の改正等）。